

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、(有) ライフマリン（所在地 山口県下関市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年10月1日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約管理官

深澤 順麿 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

総務部 契約課長

池田 潤 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(有) ライフマリン	山口県下関市伊崎町1丁目6番2号

2. 指名停止措置期間：令和3年10月1日 ～ 令和4年5月31日（8ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

有限会社ライフマリンの代表取締役は、九州地方整備局関門航路事務所発注の業務を巡り、同社が業務を受注できるよう便宜を求める見返りとして職員に対して令和2年11月から令和3年3月頃、賄賂を贈ったとして令和3年8月23日に福岡地検小倉支部に書類送検され、同年9月10日贈賄罪で起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第2号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 領	期 間
1 略 （贈賄） 2. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ. 代表役員等</u> ロ. 一般役員等 ハ. 使用人 3～16 略	逮捕又は公訴を知った日から <u>4カ月以上12カ月以内</u> 2カ月以上6カ月以内 1カ月以上3カ月以内